

法定相続情報証明制度

ご案内

Q どうして「法定相続情報証明制度」を作ることになったのですか？

A 「法定相続情報証明制度」は、相続によって生じる土地や建物の相続登記手続や預貯金の払戻手続などを効率的に行うことができるよう、亡くなった人（被相続人）の法定相続人の範囲、相続人との関係等について、公的に証明する制度です。

この制度を作った理由は、近年、相続登記を行わないまま放置された不動産が増加し、所有者が分からない土地や空き家などが増えたことで、公共事業に支障が生じたり、危険な空き家が放置されるなど、社会問題となっており、早急に相続登記を促進するための対策を取る必要があったことによるものです。

これらのことから、法務局では、相続登記をするよう呼びかけるとともに、「法定相続情報証明制度」を導入することで、利用者の負担を軽減して、相続登記の促進につなげ、財産の適正な管理や取引の安全に寄与したいと考えています。

法定相続情報証明制度

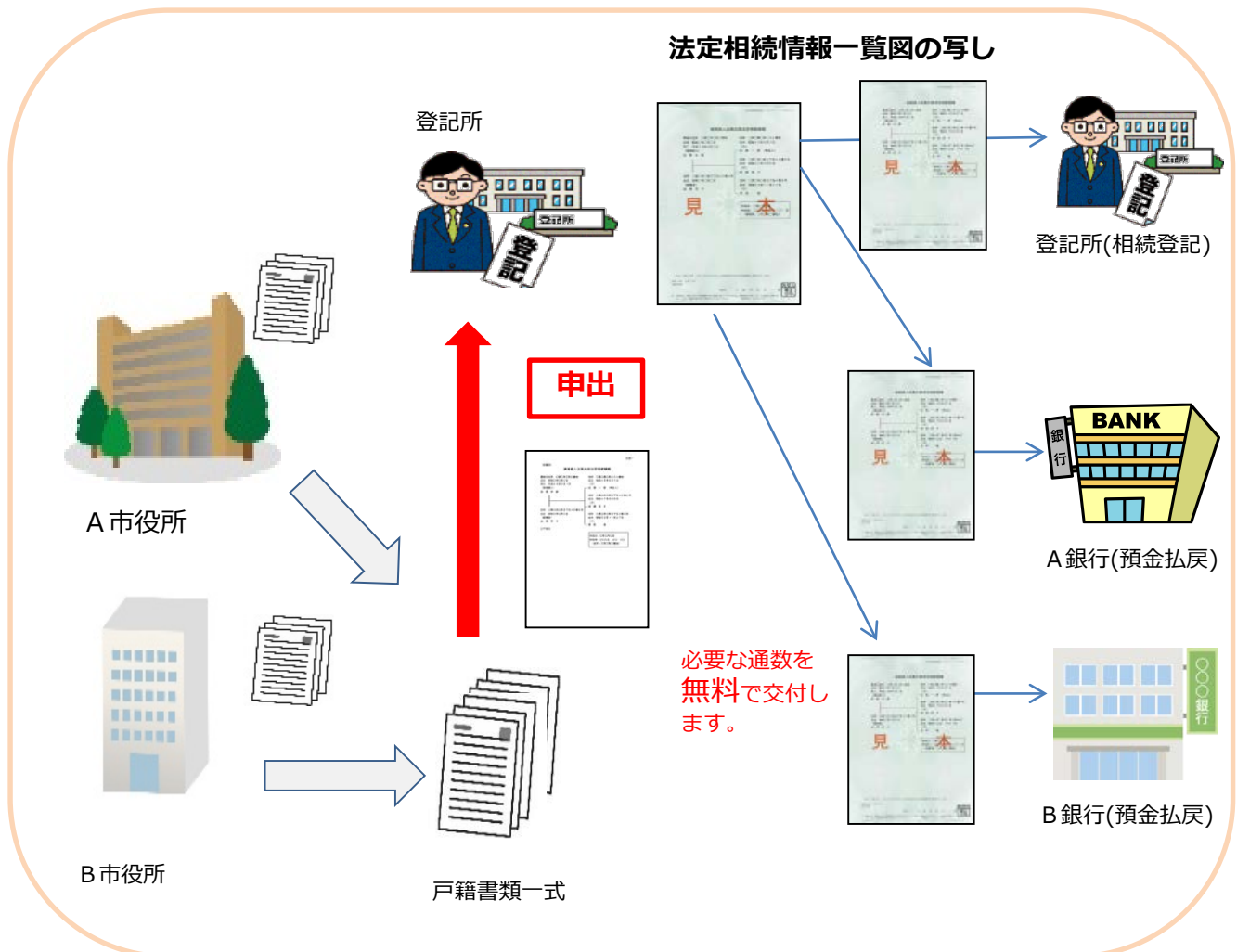
相続手続きが簡単に

現在、相続手続きでは、お亡くなりになられた方の戸除籍謄本等の束を、相続手続きを取り扱う各種窓口へ何度も出し直す必要があります。

法定相続情報証明制度は、登記所（法務局）に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付します。

その後の相続手続きは、法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで、戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



ポイント！

令和2年10月26日から相続手続きの他に年金手続きにも使用できるようになりました。

令和3年4月1日から申出書及び法定相続情報一覧図等に押印が不要になりました。

法定相続情報証明制度の概要

申出について

- 申出をすることができる人（**申出人**）は、被相続人（亡くなられた方）の**相続人**です。（当該相続人の地位を相続により承継した者を含む。）
- 代理人となることができるのは、次のとおりです。
 - ① 法定代理人
 - ② 民法上の親族（6親等内の血族，配偶者，3親等内の姻族）
 - ③ 資格者代理人（司法書士，土地家屋調査士，弁護士，税理士，社会保険労務士，弁理士，海事代理士及び行政書士に限る。）
- 申出をすることができる**申出先登記所**は、次の地を管轄する登記所のいずれかです。
 - ① 被相続人の本籍地
 - ② 被相続人の最後の住所地
 - ③ 申出人の住所地
 - ④ 被相続人名義の不動産の所在地
- 申出は**郵送**でも可能です。また、法定相続情報一覧図の写しや返却される添付書面（戸籍書類等）を郵送で受け取ることもできます。この場合、郵送に必要な返信用封筒や郵便切手を提出していただく必要があります。
- 本制度は、被相続人名義の不動産がない場合（例えば、遺産が銀行預金のみの場合）でも利用することが可能です。

法定相続情報一覧図（一覧図）について

- 一覧図の写しは、相続手続に**必要な範囲**で**複数通発行**可能で、**手数料は無料**です。
- 一覧図の保管期間中（5年間）は、一覧図の写しを再交付することが可能です。ただし、再交付を申出することができるのは、当初、申出をした申出人に限られます。（他の相続人が再交付を希望する場合は、当初の申出人からの委任状が必要となります。）
- 推定相続人の廃除があった場合に、一覧図には、原則、その廃除された者の記載がされません。

その他

- 被相続人や相続人が日本国籍を有しないなど、戸除籍謄抄本を添付することができない場合は、本制度は利用できません。
- 被相続人の死亡後に子の認知があった場合や、被相続人の死亡時に胎児であった者が生まれた場合、法定相続情報一覧図の写しが交付された後に廃除があった場合など、被相続人の死亡時点に遡って相続人の範囲が変わるようなときは、当初の申出人は、再度、申出をすることができます。

法定相続情報証明の申出手続

申出に必要な書類等

- 申出書（後記の記載例をご覧ください。）
 - ① 申出の年月日
 - ② 被相続人（亡くなられた方）の氏名，最後の住所，生年月日，死亡年月日（最後の住所を証する書面が市区町村から発行されないときなどは，最後の住所に代えて最後の本籍を記載する。）
 - ③ 申出人の氏名，住所，連絡先及び被相続人との続柄
 - ④ 代理人によって申出するときは，その代理人の氏名又は名称，住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
 - ⑤ 利用目的（相続手続の具体的な内容：相続の登記手続や預金払戻手続など）
 - ⑥ 写しの交付を求める通数（相続手続に必要な通数），その受取方法（窓口での受取又は郵送の別）
 - ⑦ 被相続人を表題部所有者又は登記名義人とする不動産があるときは，不動産の所在事項又は不動産番号（被相続人を表題部所有者又は登記名義人とする不動産の管轄登記所を申出先登記所とするときは，その管轄不動産の所在事項又は不動産番号1筆（個）分）
 - ⑧ 申出先の登記所の種別，登記所の名称
- 添付書類
 - ① 法定相続情報一覧図（後記の記載例をご覧ください。）
 - ② 被相続人の出生時から死亡時までの戸除籍謄本又は全部事項証明書
 - ③ 被相続人の最後の住所を証する書面（戸籍の附票など）
 - ④ 相続人の戸籍謄本又は全部事項証明書
 - ⑤ 申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは，これを証する書面
 - ⑥ 申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書「住民票，運転免許証の写しなど」（当該証明書について原本の還付を希望する場合は，その写しに原本より謄写した旨を記載し，申出人が記名します。）
 - ⑦ 法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは，記載した住所を証する書面（相続人の住所は任意の記載事項とされています。）
 - ⑧ 代理人により申出をするときは，当該代理人の権限を証する書面（委任状など）

申出の手続

1. 被相続人，相続人の戸除籍謄本（全部事項証明書）や住所証明書など，必要な書類を集めます。→ 次ページ以降をご覧ください。
2. 集めた書類に基づき，申出書，法定相続情報一覧図などを作成します。
3. 作成した申出書及び法定相続情報一覧図並びに添付書類（戸除籍謄本等）を，申出先の登記所に提出又は郵送します。
4. 書類に不足や不備があった場合には，申出先登記所から申出人に連絡があります。不足した書類を追加提出したり，内容によっては作成し直していただくことがあります。
5. 証明文を付した法定相続情報一覧図の写しや返却する添付書類は，申出先登記所の窓口でお渡しするか，又は郵送します。郵送を希望する場合は，必要な返信用封筒や郵便切手を提出していただく必要があります。

必要な書類の収集

手続に当たって、用意していただく必要のある書類は、次のとおりです。

～必ず用意する書類～

	書類名	取得先	確認
①	✓ 被相続人（亡くなられた方）の戸除籍謄本 出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
②	✓ 被相続人（亡くなられた方）の住民票の除票 被相続人の住民票の除票を用意してください。	被相続人の最後の住所地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
③	✓ 相続人の戸籍謄抄本 相続人全員の現在の戸籍謄本又は抄本を用意してください。	各相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
④	✓ 申出人（相続人の代表となって、手続を進める方）の氏名・住所を確認することができる公的書類 具体的には、以下に例示（※1）する書類のいずれか一つ ◆ 運転免許証のコピー（※2） ◆ マイナンバーカードの表面のコピー（※2） ◆ 住民票記載事項証明書（住民票の写し） など ※1上記以外の書類については、登記所に確認してください。 ※2原本と相違がない旨を記載し、申出人の記名をしてください。	—	<input type="checkbox"/>

～必要となる場合がある書類～

	書類名	取得先	確認
⑤	✓（法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合）各相続人の住民票記載事項証明書（住民票の写し） 法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは、相続人の任意によるものです。	各相続人の住所地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
⑥	✓（委任による代理人が申出の手続をする場合） ⑥-1 委任状 ⑥-2（親族が代理する場合）申出人と代理人が親族関係にあることが分かる戸籍謄本（①又は③の書類で親族関係が分かる場合は、必要ありません。） ⑥-3（資格者代理人が代理する場合）資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等	⑥-2について、市区町村役場	<input type="checkbox"/>
⑦	✓（②の書類を取得することができない場合）被相続人の戸籍の附票 被相続人の住民票の除票が市区町村において廃棄されているなどして取得することができない場合は、被相続人の戸籍の附票を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>

「法定相続情報証明」申出書（記載例）

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

（補完年月日 平成 年 月 日）

申出年月日	令和3年4月2日	法定相続情報番号	-
被相続人の表示 ※1	氏名 法務太郎 最後の住所 札幌市北区北〇条西〇丁目〇番〇号 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 死亡年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
申出人の表示	住所 札幌市北区北〇条西〇丁目〇番〇号 氏名 法務一郎 連絡先 011-000-0000 被相続人との続柄 (子)		
代理人の表示 ※2	住所(事務所) 氏名 連絡先 - - 申出人との関係 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人		
利用目的 ※3	<input checked="" type="checkbox"/> 不動産登記 <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> 相続税の申告 <input type="checkbox"/> 年金等手続 <input type="checkbox"/> その他 ()		
必要な写しの通数・交付方法※4	<input type="radio"/> 通 (<input checked="" type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) ※郵送の場合、送付先は申出人(又は代理人)の表示欄にある住所(事務所)となる。		
被相続人名義の不動産の有無※5	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (有の場合、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。) <input type="checkbox"/> 無 不動産番号 1234567111234		
申出先登記所の種別※6	<input type="checkbox"/> 被相続人の本籍地 <input type="checkbox"/> 被相続人の最後の住所地 <input type="checkbox"/> 申出人の住所地 <input checked="" type="checkbox"/> 被相続人名義の不動産の所在地		
<p>上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。</p> <p>申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。</p> <p style="text-align: center;">札幌法務局 〇〇出張所 ※7 宛</p>			
<p>※受領確認書類(不動産登記規則第247条第6項の規定により返却する書類に限る。)</p> <p>戸籍(個人)全部事項証明書(通), 除籍事項証明書(通) 戸籍謄本(通) 除籍謄本(通), 改製原戸籍謄本(通) 戸籍の附票の写し(通) 戸籍の附票の除票の写し(通) 住民票の写し(通), 住民票の除票の写し(通)</p>			

〈留意事項〉

・申出に不備があり補完した場合には、補完した日が申出の日となる。

・被相続人の表示を記載する。
・「最後の住所」を証する証明書が発行されないときは、「最後の本籍」を記載する。

・申出人の表示を記載する。
・代理人による申請でない場合は、申出人の記名を要する。

・代理人による申出の場合には代理人の表示を記載する。
・「委任による代理人」は、相続人の親族又は有資格者に限られる。
・代理人の記名を要する。

・利用目的を記載する。
・相続手続及び年金等手続のみに使用できる。

・証明の必要数を記載する。
・郵送による交付を希望する場合は、必要な額の郵便切手、封筒を提出する。

・被相続人名義の不動産を管轄する登記所に申出書を提出する場合は、その管轄不動産の不動産所在事項又は不動産番号を記載する。

・申出書を提出する先の登記所の種別にチェックする。

・申出書を提出する先の登記所名を記載する。

受領	確認1	確認2	スキャナ・入力	交付	受取

- ※ 申出書の用紙は、法務局ホームページからダウンロードするか、最寄りの法務局窓口にお申し出ください。
- ※1 「最後の住所」を証する書面(戸籍の附票等)が地方自治体で発行されないときは、「最後の本籍」を記載してください。
- ※2 代理人による申出は、相続人の親族又は有資格者(司法書士、土地家屋調査士、弁護士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)が行うことができるとされています。代理権限を証する書面(委任状など)が必要となります。
相続人の親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族(民法第725条)に該当する者のことです。
- ※3 具体的な利用目的(不動産登記、預貯金の払戻し、相続税の申告、年金等手続、その他の場合はその内容を記載)にチェックしてください。
- ※4 通数は、証明の必要数を記載してください。なお、作成する通数は、利用目的に照らして合理的な範囲内とされています。
作成した証明について郵送を希望される場合は、返信に必要な額の郵便切手、封筒を申出書に添えて提出してください。
- ※5 被相続人名義の不動産がある場合は、その不動産1筆(個)の不動産番号を記載してください。なお、被相続人名義の不動産を管轄する登記所に申出書を提出する場合は、その管轄不動産1筆(個)の不動産番号を記載してください。
- ※6 申出先登記所(申出書を提出する先の登記所)の種別について、該当する項目にチェックしてください。
- ※7 申出先登記所の名称を記載してください。不明な場合は、法務局ホームページでご確認いただくか、最寄りの法務局窓口におたずねください。

〈記載例〉

被相続人 法務太郎 法定相続情報

最後の住所 札幌市北区北〇条西〇丁目〇番〇号
 最後の本籍 札幌市北区北〇条西〇丁目〇番

出生 昭和 12 年 3 月 4 日 住所 札幌市北区北〇条西〇丁目〇番〇号
 死亡 平成 29 年 4 月 1 日 出生 昭和 45 年 6 月 7 日
 (被相続人) (長男)

法 務 太 郎 — **法 務 一 郎 (申出人)**

住所 札幌市北区北〇条西〇丁目〇番〇号 住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

出生 昭和 23 年 4 月 5 日 出生 昭和 48 年 9 月 10 日
 (妻) (長女)

法 務 花 子 — **相 続 促 世**

住所 〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番地〇

出生 昭和 51 年 2 月 3 日
 (養子)

登 記 進

以下余白

作成日： 令和 3 年 4 月 2 日
 作成者： 法 務 一 郎
 住 所： 札幌市北区北〇条西〇丁目〇番〇号

被相続人の最後の住所を記載します。最後の住所を証する書面が地方自治体から交付されない場合は、被相続人の最後の本籍を記載します。被相続人の最後の本籍の記載は任意です。

申出人に「申出人」と記載します。

相続人の住所は任意的記載事項です。相続人によって記載の可否を選択できます。住所を記載した場合には、住所を証する書面の添付が必要です。住所は、住所を証する書面のとおり記載してください。

法定相続情報一覧図は、A4縦の用紙を使用してください。なお、下から約5cmの範囲に認証文を付しますので、可能な限り下から約5cmの範囲には記載をしないでください。紙質は、長期保存することができる丈夫なものにしてください。

続柄については、子であれば「子」、配偶者であれば「配偶者」と記載しても差し支えありません（その場合は、相続税の申告手続等にお使いいただけない場合があります。）。

法定相続情報一覧図には、作成日、作成者の記名、作成者の住所の記載が必要です。

〈記入上の留意事項〉

- ◇ 被相続人の最後の住所について、最後の住所を証する書面（戸籍の附票等）が保存年限の経過等により市区町村から交付されない場合は、被相続人の最後の本籍を記載します。
- ◇ 相続人の法定相続にかかる**持分**を記載することはできません。
- ◇ 推定相続人が**廃除**された場合は、その方の氏名、生年月日及び続柄は法定相続情報一覧図に**記載しないでください**。
- ◇ **相続放棄**をした相続人がいる場合は、法定相続情報一覧図には氏名、生年月日及び続柄を**記載してください**。
- ◇ 相続人の住所は任意的記載事項です。相続人によって記載の可否を選択できます。住所を記載した場合には、住所を証する書面の添付が必要です。
- ◇ 法定相続情報一覧図の写しは、提出された一覧図を謄写して作成するため、一覧図を訂正印などで**訂正することはできません**。訂正箇所によっては、一覧図を作成し直していただく場合があります。また、一覧図を手書きで作成する場合は、楷書で記載するをお願いします。
- ◇ 法定相続情報一覧図の書き方やひな形などについては、最寄りの法務局にお問い合わせいただくか、「法務局ホームページ」をご覧ください。

北海道内における法務局の不動産登記管轄区域等一覧表

局	庁名	所在地	電話番号	不動産登記管轄区域
札幌 法務局	不動産登記部門	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1 (札幌第1合同庁舎1階)	(代表) 011-709-2311	札幌市中央区
	南出張所	〒062-0931 札幌市豊平区平岸1条22丁目2番25号	(登記申請等) 011-824-7411	札幌市豊平区, 清田区, 南区
	北出張所	〒001-0031 札幌市北区北31条西7丁目1番1号	(登記申請等) 011-700-3311	札幌市北区, 東区, 石狩市
	西出張所	〒063-0824 札幌市西区寿寒4条1丁目1番1号	(登記申請等) 011-664-2251	札幌市西区, 手稲区
	白石出張所	〒003-0027 札幌市白石区本通1丁目北4番2号	(登記申請等) 011-864-2021	札幌市白石区, 厚別区, 北広島市
	江別出張所	〒067-0031 江別市元町34番地1	(登記申請等) 011-382-2132	江別市, 当別町, 新篠津村
	恵庭出張所	〒061-1444 恵庭市京町2番地	(登記申請等) 0123-32-3057	恵庭市, 千歳市
	岩見沢支局	〒068-0034 岩見沢市有明町南1番地12	(代表) 0126-22-0619 ※自動音声ガイダンス (登記申請等) 2番	岩見沢市, 三笠市, 美唄市, 月形町, 栗山町, 長沼町, 由仁町, 南幌町, 夕張市
	滝川支局	〒073-8585 滝川市緑町1丁目6番1号	(登記申請等) 0125-23-2330	滝川市, 砂川市, 歌志内市, 芦別市, 赤平市, 新十津川町, 浦臼町, 雨竜町, 奈井江町, 上砂川町
	室蘭支局	〒051-0023 室蘭市入江町1番地13 (室蘭地方合同庁舎3階)	(代表) 0143-22-5111 ※自動音声ガイダンス (登記申請等) 2番	室蘭市, 登別市, 伊達市, 豊浦町, 壮瞥町, 洞爺湖町
	苫小牧支局	〒053-0018 苫小牧市旭町3丁目3番7号 (苫小牧法務総合庁舎1, 2階)	(登記申請等) 0144-34-7403	苫小牧市, 白老町, 厚真町, 安平町, むかわ町
	日高支局	〒056-0005 日高郡新ひだか町 静内こうせい町2丁目4番1号	(登記申請等) 0146-42-0415	平取町, 日高町, 新ひだか町, 新冠町, 浦河町, 様似町, えりも町
	小樽支局	〒047-0007 小樽市港町5番2号	(代表) 0134-23-3012 ※自動音声ガイダンス (登記申請等) 2番	小樽市, 余市町, 仁木町, 赤井川村, 古平町, 積丹町
倶知安支局	〒044-0011 虻田郡倶知安町南1条東3丁目1番地 (倶知安地方合同庁舎3階)	(登記申請等) 0136-22-0232	倶知安町, 京極町, 二七〇町, 留寿都村, 真狩村, 喜茂別町, 蘭越町, 岩内町, 共和町, 泊村, 神恵内村	
函館 地方 法務局	登記部門	〒040-8533 函館市新川町25番18号 (函館地方合同庁舎)	(代表) 0138-23-7511	函館市, 北斗市, 七飯町, 木古内町, 知内町, 松前町, 福島町, 鹿部町
	江差支局	〒043-0041 檜山郡江差町字姥神町167番地1 (江差地方合同庁舎)	(代表) 0139-52-1048	江差町, 厚沢部町, 上ノ国町, 乙部町, 奥尻町
	八雲支局	〒049-3113 二世郡八雲町相生町108番地8 (八雲地方合同庁舎)	(代表) 0137-62-2208	八雲町, 森町, 長万部町, せたな町, 今金町, 寿都町, 黒松内町, 島牧村
旭川 地方 法務局	登記部門	〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号 (旭川合同庁舎)	(代表) 0166-38-1111 (相談予約) 0166-38-1161	旭川市, 深川市, 富良野市, 鷹栖町, 東神楽町, 当麻町, 比布町, 愛別町, 上川町, 東川町, 美瑛町, 上富良野町, 中富良野町, 南富良野町, 占冠村, 妹背牛町, 秩父別町, 幌加内町, 沼田町, 北竜町
	名寄支局	〒096-0011 名寄市西1条南1丁目1番地5	(代表) 01654-2-2349	名寄市, 士別市, 下川町, 剣淵町, 和寒町, 美深町, 音威子府村, 中川町, 枝幸町, 浜頓別町, 中頓別町
	紋別支局	〒094-0015 紋別市花園町2丁目2番4号	(代表) 0158-23-2521	紋別市, 滝上町, 興部町, 雄武町, 西興部村
	留萌支局	〒077-0048 留萌市大町2丁目12番地 (留萌地方合同庁舎2階)	(代表) 0164-42-0492	留萌市, 小平町, 増毛町, 羽幌町, 苫前町, 初山別村
	稚内支局	〒097-0001 稚内市末広5丁目6番1号 (稚内地方合同庁舎1階)	(代表) 0162-33-1122	稚内市, 猿払村, 遠別町, 天塩町, 豊富町, 幌延町, 利尻町, 利尻富士町, 礼文町
釧路 地方 法務局	登記部門	〒085-8522 釧路市幸町10丁目3 (釧路合同庁舎)	(代表) 0154-31-5000 (登記申請等) 0154-31-5020 (相談予約) 0154-31-5021	釧路市, 釧路町, 白糠町, 鶴居村, 弟子屈町, 標茶町, 厚岸町, 浜中町
	帯広支局	〒080-8510 帯広市東5条南9丁目1-1 (帯広法務合同庁舎2階)	(代表) 0155-24-5823 (登記申請等) 0155-24-5837	帯広市, 音更町, 上士幌町, 士幌町, 鹿追町, 清水町, 新得町, 幕別町, 豊頃町, 池田町, 本別町, 芽室町, 中札内村, 更別村, 浦幌町, 大樹町, 広尾町, 陸別町, 足寄町
	北見支局	〒090-0017 北見市高砂町14-14	(代表) 0157-23-6166 (登記申請等) 0157-23-6160	北見市, 網走市, 美幌町, 津別町, 大空町, 訓子府町, 置戸町, 佐呂間町, 遠軽町, 湧別町, 斜里町, 清里町, 小清水町
	根室支局	〒087-0009 根室市弥栄町1丁目18 (根室地方合同庁舎1階)	(代表) 0153-23-4874	根室市
	中標津出張所	〒086-1049 標津郡中標津町東9条北1丁目9-1	(代表) 0153-73-1212	中標津町, 標津町, 羅臼町, 別海町

各法務局の管轄, 法定相続情報証明制度の手続の詳細は, [法務局ホームページ](#)  をご覧ください。